

特記仕様書

第1条 適用範囲

本業務の実施に当たっては、本特記仕様書のほか、石川県土木部調査関係等共通仕様書に基づき実施するものとする。

第2条 業務目的

本業務は、輪島市が計画する施設に必要な図面等の作成を行うものである。

第3条 実施場所及び作業数量

(1) 実施場所 輪島市門前町馬場 地内

(2) 実施数量

- ① 3級基準点測量 2点
- ② 4級基準点測量 5点
- ③ 現地測量 $A=6,600\text{m}^2$
- ④ 用地測量 $A=4,700\text{m}^2$

第4条 履行期限

令和8年11月30日まで

第5条 地元及び関係機関との協議

本業務遂行のために地元あるいは関係機関等との協議が必要な場合は、調査職員と協議の上、速やかに対処するものとする。

また、これらの協議に必要な資料は十分な検討の上作成し、調査職員の承諾を得るものとする。

第6条 貸与資料

本業務を実施する上で必要な資料は貸与する。貸与された資料については、その重要性を十分に認識し、取扱い及び保存を慎重に行うものとする。

第7条 成果品

- 報告書 1部
- 図面データ 1式

第8条 守秘義務

受託者は、業務上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。また、作業途中に作成した資料を発注者の許可なく本業務以外に使用することを禁じるものとする。

第9条 その他

特記仕様書で規定のない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。